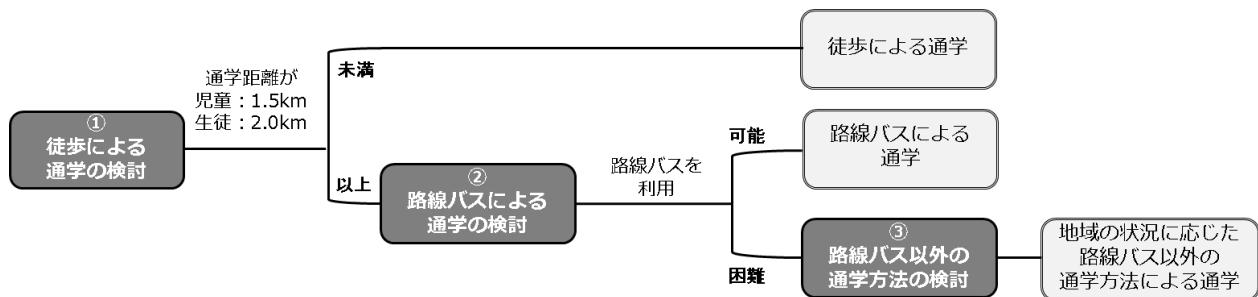


通学の負担軽減に関する検討方針

1 通学の負担軽減に関する検討方針及び検討スケジュールについて

(1) 公共交通機関等を利用した通学方法の検討



○路線バスによる通学

- ・町田市では、徒歩による通学を基本としていますが、通学距離がおおむね小学校で 1.5 km 以上、中学校で 2.0 km 以上となる児童・生徒を対象に、路線バスでの通学費の一部を補助しています。
- ・現在の補助制度や公共交通機関との役割分担を踏まえ、路線バスが利用可能な地域に在住する児童等については、路線バスによる通学を基本に検討します。
- ・「路線バスの利用が可能かどうか」についての検討に際しては、通学時間帯のバスの運行本数や混雑状況等を勘案し、利用可否を判定します。
- ・鶴川西地区における想定地域のイメージは資料 2-2 のとおりです。

○路線バス以外の通学方法

- ・路線バスで通学できない地域を対象に、バス・タクシーなどの交通手段を検討します。
- ・路線バス以外の通学方法は、バス（大型・中型・小型）、タクシー、大学や民間企業の送迎車両など、多様な方法が想定されます。負担軽減が必要な人数や道路状況、地域の輸送資源の状況などを踏まえて、最適な方法を検討します。
- ・また、各地区における新たな通学方法の検討と並行して、全市的な状況を勘案した上で、統一的な導入の基準となる「路線バス以外の通学方法導入基準」及び、全地区の導入計画を検討していきます。

(2) 学区外通学制度の見直し

- ・学校統合に伴う通学区域再編の過渡期において、何度も通学先が変更になるなど負担の多い児童・生徒があり、そのような児童・生徒に対して、路線バス以外の通学方法の検討と並行して、学区外通学を検討する検討委員会を設置し、通学の負担軽減を最優先とした、対象者・対象期間を限定した学区外通学制度の見直しを行います。

(3) 通学の負担軽減の検討スケジュール

項目	2022年											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
基本計画検討会		基本情報・検討スケジュールの確認	新たな通学手段の整理・配慮事項の意見交換	配慮事項の意見交換	調査・検討の進捗状況報告		新たな通学方法導入基準（仮）学務課案の報告	新たな通学方法導入計画（仮）学務課案の報告	新たな通学方法導入基準（仮）の報告	新たな通学方法導入計画（仮）の報告		基本計画策定
調査・検討		児童の分布把握・通学状況確認					基準制定・新たな通学方法導入の基礎調査		新たな通学方法の具体的な検討			導入基準・導入計画の検討・制定